

## 《研究ノート》

## 紀元2世紀のリュキア人のコイノンにおける名誉と過去

—— “πολ(ε)ιτευόμενος δὲ καὶ ἐν ταῖς κατὰ Λυκίαν πόλεσι πάσαις” の用法から ——

岸 本 廣 大

## はじめに

本稿の目的は、リュキア地方の碑文に特有の表現である“πολ(ε)ιτευόμενος δὲ καὶ ἐν ταῖς κατὰ Λυκίαν πόλεσι πάσαις”に着目し、その意味や用法を分析することで、後2世紀のリュキア人が名誉と過去についてどのように認識していたのかを考察することである<sup>1)</sup>。具体的な議論に入る前に、まずは本稿が扱うリュキア地方の歴史を概観し、考察の射程を示しておきたい。

小アジア南西部に位置するリュキア地方には、独自の言語であるリュキア語を用いる人々が暮らしていたといわれており<sup>2)</sup>、いわゆる「大植民時代」においても、この地域の東部を除いてギリシア人植民市は建設されず、独自の文化が形成・維持されていたと考えられている<sup>3)</sup>。前6世紀後半には、アカイメネス朝ペルシアの支配下に入るものの、実際は現地の有力者を通じた自治が認められていたようである<sup>4)</sup>。また、デロス同盟の貢税表にリュキア諸都市の名がみられることから、少なくとも一時期、デロス同盟を基盤としたアテナイの影響下にあったとされる<sup>5)</sup>。「大王の平和」の後、リュキア地方は再びアカイメネス朝に復したが、前360年代には、ペルシアの下でカリア地方を支配していたヘカトムノス朝の勢力下におかれた<sup>6)</sup>。

アレクサンドロス大王の東方遠征の後、ヘレニズム時代のリュキア地方は、主にプトレマイオス朝の支配下におかれることになる<sup>7)</sup>。前197年にアンティオコス3世によって一時的に占領されたものの、ローマとアンティオコス朝との戦争の結果、前188年にリュキアの支配権はロドスに与えられた<sup>8)</sup>。しかし、このロドスの支配に対するリュキア人の抵抗は激しかったようで、前167年にはローマによってロドスから解放され、「自由」が与えられることになった<sup>9)</sup>。しばらくの間、リュキアは同盟などローマとの良好な関係を通じて「自由」を享受したが、後43年に内乱を原因としてローマからの「自由」を失い、リュキアは属州となった<sup>10)</sup>。

以上のように、リュキア地方は様々な政治勢力の支配下におかれ、文化的にも多くの変化を被ってきた。その典型例としてよく引き合いに出されるのが、プトレマイオス朝の下で進

展したとされる「ギリシア化」である。既に前4世紀半ばには、ギリシア的な都市国家、いわゆるポリスが発展し、ギリシア語の使用も広がっていたが、前3世紀にはリュキア語が碑文上から見られなくなる<sup>11)</sup>。そして、コイノン（複数の共同体からなる連邦国家のような共同体）が遅くともロドスの支配期までには成立していたことも、重要であろう<sup>12)</sup>。というのも、コイノンはギリシア本土で先行して発展した共同体であり、リュキアでのコイノンの成立もまた、「ギリシア化」と呼べる出来事であった<sup>13)</sup>。しかし、「ギリシア化」をはじめとする様々な変化が、リュキア人に一方的に影響を与えていたわけではなかったことは、先行研究で既に指摘されている<sup>14)</sup>。リュキア人たちは、新たな変化にうまく適応しながら独自の文化を発展させていったのである。そして、そのような文化変容は、形に残る建築物や碑文慣習のみならず、彼らの考え方にも及んでいたであろう。本稿は、ローマ支配下、特に後2世紀のリュキア人が名誉と過去についてどのように認識していたのかを考察する。そのような認識も、広い意味で文化と捉えれば、本稿はリュキアの文化変容の一事例を提供することになるであろう。

## 1. 先行研究と問題の所在

本稿が着目するのは、“πολ(ε)ιτευόμενος δὲ καὶ ἐν ταῖς κατὰ Λυκίαν πόλεσι πάσαις” という表現である。直訳すれば、「リュキア全体の全てのポリスにおいても市民である」となり、字義通り解釈するならば、リュキア地方の諸ポリス全てにおいて市民権を有している状態を示すであろう（以下、この表現は「リュキア全体の～市民である」と略記する）。その表現が見られる碑文がギリシア語で書かれていることや、「ポリス（πόλεσι）」や「市民である（πολ(ε)ιτευόμενος）」といった用語から、この表現がギリシア文化の影響を受けていることは間違いない。しかし一方で、この表現はギリシア世界の他の地域では見られない、リュキア出土碑文に特有の表現でもある。ギリシア文化の影響を受けながら、リュキア地方に独特であるという点で、「リュキア全体の～市民である」という表現はまさにリュキア人の文化変容の象徴であり、本稿の分析の対象にふさわしいといえよう。

それでは、この表現についての先行研究を整理していこう。先行研究は、何よりもこの表現が具体的に何を示しているのかに関心を抱いた。例えば、コイノン研究の大家でもある Larsen は、リュキア人の市民権を論じる中で、この表現に言及している。彼は、この表現が「リュキア全体の全てのポリス」において実質的な市民権の行使を可能とするものではなく、あくまでも名誉的な称号に過ぎなかったと解釈した<sup>15)</sup>。ゆえに、彼は“πολ(ε)ιτευόμενος”を単に「公的活動を行っている」と理解した。同様の結論を示しているのが Morretti である。彼はさらに、その称号の保持者がリュキア人のコイノンの公職者である可能性を提示している<sup>16)</sup>。

また、クサントスとレトーン出土碑文をまとめた Balland は、この表現をリュキア人のコイ

ノンの市民権の証拠とみなし、コイノンがそれらを付与していたと主張している<sup>17)</sup>。“πολ(ε)ιτεύομενος”を「市民である」と解釈した点で、Larsen らの主張とは異なるものの、彼もまた、その市民権は出身ポリス以外では実際に行使できない名誉的な市民権であると考えていた。近年では Behrwald が、リュキア人のコイノンから授けられる特定の名誉（例えば“κατ’ ἔτος κατὰ πόλιν τ(ε)μιμί”「一年毎、ポリス毎の名誉」など）を有する人々を示す称号だと解釈している<sup>18)</sup>。

以上の研究は、“πολ(ε)ιτεύομενος”という用語の細かい意味については解釈が分かれるものの、基本的には「リュキア全体の～市民である」という表現が名誉的なものであると考えてきた。しかし、最近になって、後2世紀のオブラモアス碑文を校訂した Kokkinia が異なる解釈を提案した。彼女によれば、この表現は、実際に（全てではないにせよ）複数のポリスの市民権を有している人物について述べる際、彼が持つ市民権の個別のポリス名を省略した際の表現であり、これまでの先行研究が考えてきたような称号ではなく、実際に行使可能な市民権の保持を意味すると主張した<sup>19)</sup>。そして彼女は、リュキアにおける複数の市民権保持者を研究した Reitzenstein の成果も踏まえ<sup>20)</sup>、この表現に反映されている当時のリュキア社会を次のように描いている。後2世紀にポリスの枠組みを超えて経済的・血縁的關係を広げていったリュキア人のエリート層が名誉を求めてリュキア地方全体で恩恵施与を競い合った結果、数多くのポリスの市民権を有する人物が現れ、彼らに対して用いるためにこの表現が生じたのである、と。

Kokkinia の研究は、「リュキア全体の～市民である」という表現が名誉的な称号ではないという点で、これまでの先行研究よりも斬新である。しかし、最終的なリュキア社会に関する考察はおおむね妥当だとしても、その表現を省略とみなす彼女の主張にはいくつかの問題点もある。そもそも単なる省略のために、あのような長い表現をわざわざ用いたのだろうか、という疑問がある。たとえ結果として省略の機能があったとしても、その表現には本来別の意味が込められていたと考えるべきではないだろうか。それを示唆するのが、この表現が単独で用いられ、必ずしも市民権を持つポリス名の省略を意味するとは思えない箇所が存在することである<sup>21)</sup>。詳細は後述するが、少なくともこれらの箇所については省略とは異なる解釈が必要であろう。また、Kokkinia の主張通り、「リュキア全体の～市民である」という表現が名誉的な称号でなかったとしても、この表現が名誉の獲得競争の文脈で生まれてきたことは彼女自身も認めている。そうであれば、この省略表現が用いられること自体が間接的に名誉を示していた可能性があり、そのような名誉を示す機能までも否定できるわけではないだろう。

Kokkinia の議論では、むしろ複数の市民権の保持が、当時のリュキア地方において名誉に値するとみなされていたことが肝要である。そして、「リュキア全体の～市民である」という表現は、その文脈において考える必要があるだろう。つまり、この表現にも名誉を示す意図が込められていたのではないだろうか。そのような観点から、次章ではこの表現の用例を

実際に分析していく。

## 2. 「リュキア全体の～市民である」という表現の用法

### (1) 「リュキア全体の～市民である」という表現の特徴

本稿末の一覧表は、「リュキア全体の～市民である」という表現を含む碑文をまとめたものである。以下では、これに沿って議論を進める（以下、本文中に No. で示される番号は、この表の番号を指す）が、まずこの表現の特徴を明らかにしておこう。

管見の限り、「リュキア全体の～市民である」という表現は、復元も含めて 43 例確認される。既に述べたとおり、現存する史料の全てがリュキア出土碑文である。碑文の年代が推定できている 39 例のうち、ローマ時代のものが 34 例、さらに後 2 世紀のものが 25 例と多数を占める。しかし、後 2 世紀への集中は、当時の碑文慣習や長大なオプラモアス碑文に因るものと考えられるため、一概にローマ時代に特有、あるいは爆発的に増えた表現とは断言できない。むしろ、5 例の碑文 (No. 17, 18, 26, 35, 36) が、ローマによる属州化以前に年代づけられることから、この表現が比較的長期間にわたって用いられ続けたことを重視すべきであろう。

そして興味深いのは、属州化以前から用いられているにもかかわらず、この表現に見られる単語や語順にほとんど変化がないことである<sup>22)</sup>。先行研究において称号として理解されたのも、このことに根拠づけられる。それが称号か否かの議論はおいとくにしても、こうした状況は、「リュキア全体の～市民である」という表現がリュキア人（少なくともリテラシーのあるエリート層）にとって定型句のように理解されていたことを示唆する。すなわち、彼らにとってこの表現は長年利用され続けた、親しみ深い表現であったと考えられる。

また、43 例のうち 35 例が顕彰碑文に見られることから、この表現は顕彰と密接な関係にあることが窺われる。必ずしもこの表現が顕彰碑文に用いられているわけではないが、少なくとも「リュキア全体の～市民である」という表現は顕彰決議に刻むにふさわしいと判断されていたことは間違いない。顕彰決議との密接な関係は、その表現が名誉を示す意図で用いられていたという前述の見通しとも合致する<sup>23)</sup>。さらに顕彰決議の主体が、コイノンだけでなく、複数のポリスに渡っていることから、「リュキア全体の～市民である」という表現と顕彰決議のつながりは、リュキア地方全体で一般的であったと考えられる。

以上より、「リュキア全体の～市民である」という表現が、リュキア人に広く、そして長い間使われ続けていたこと、そして名誉を示す意図で用いられていたことが示唆された。次なる疑問は、そのようなリュキア人に親しみ深い表現が、名誉を示す際にどのように用いられているのか、という点である。

## (2) オプラモアス碑文の分析——2種類の用法——

「リュキア全体の～市民である」という表現が名誉を示す方法を考察するためには、個々の碑文における用例を分析する必要がある。本節では、その表現が多数みられる、後2世紀中頃のオプラモアス碑文に焦点を当てて検討していく。この碑文については既に言及したが、オプラモアスが自らの顕彰に関わる文書を、モニュメントにまとめて刻んだ碑文で、19世紀に彼の出身ポリスであるロディアポリスで発見された。現物は失われたものの、5度の校訂がなされ、その最新版が先に触れた Kokkinia の研究である<sup>24)</sup>。本稿もこの版に依拠して議論を進める。

彼女によれば、この碑文には、コイノンがオプラモアスに対して決議した32の顕彰と、それに関する書簡38通が記されているが、「リュキア全体の～市民である」という表現の分布には偏りがあり、ローマ皇帝や総督に宛てられた書簡には原則として用いられず、もっぱらコイノンによる顕彰決議に現れる<sup>25)</sup>。ここからも、この表現がリュキア独特のものであったことが窺われる。

さて、この碑文には11例の「リュキア全体の～市民である」という表現がみられる。そのうち8例(No. 4～11)はオプラモアス自身に付され、彼の名に続く一連のエスニコンの後に現れる。例えば、No. 4においては「オプラモアス、(中略)、ロディアポリス人、コリュダッラ人、ミュラ人、パタラ人、リュキア全体の全てのポリスにおいても市民である」とあり、その他のエスニコンと並んで扱われている。この表現とともに現れるポリス名は、出身ポリスであるロディアポリスを除き各事例に統一性はないことから、スペースや表現の都合で全てのポリス名を挙げる余裕がない際の省略のために、「リュキア全体の～市民である」という表現が用いられたという Kokkinia の説は一見して説得力を持つ。

しかし、残りの3例(No. 1～3)はそれとは状況が異なる。それらはオプラモアスではなく、彼の祖先に付されているが、前述したように「リュキア全体の～市民である」という表現が単独で用いられている事例である。さらに、オプラモアス自身の時とは異なり、この表現において“πολιτευσαμένων”のようにアオリスト分詞が用いられている。そして、特定の祖先ではなく祖先全体を指して、彼らの祖先の称えられるべき功績を示す文脈で用いられている点も、オプラモアス個人に付され、エスニコンのように扱われていた点と異なる。例えば No. 16 では、大部分が復元に拠るけれども、オプラモアス自身による諸ポリスとエトノスへの寄付に言及したあと、「祖先たちはリュキアルケスであり、ストラテゴスであり、ヒッパルコスであり、また、諸祖国においては第一人者であり、エトノスにおいては際立ち、高名であり、そしてリュキア全体の全てのポリスにおいても市民であった」と述べられている。また No. 18 においても、オプラモアス自身の美德に言及した後、「祖先はリュキアルケスであり、エトノスにおいて第一人者であり、諸祖国において何度も顕彰されたのみならず、リュキア人のコイノンにおいても顕彰された。それらに贈り物をなしたために。また、彼らはリュキア全体における全てのポリスにおいて市民であり、ストラテゴスであり、ヒッ

パルコスであって、…」と続いている。つまり、Kokkinia の省略という説は、この場合はあてはまらず、むしろオプラモアス自身に付された時とは異なる意図で用いられていると考えらるべきであろう。

以上から、オプラモアス碑文における「リュキア全体の～市民である」という表現には、2種類の用法があったことが窺われる。それは、エスニコン的な用法と、祖先を称える用法である。そしてそれぞれは、異なる方法で被顕彰者（この碑文においてはオプラモアス）の名誉を示していると考えられる。前者は、エスニコンと並んで用いることで、被顕彰者が複数のポリスから市民権を与えられるほどの人物であることを強調している。その際に、「リュキア全体の～市民である」という表現は、確かに碑文に書ききれないポリスを省略するという目的もあっただろうが、単なる省略以上に、被顕彰者の名誉をより強調して（誇張的とはいえ）示すための方法であった。

一方、祖先を称える用法においては、「リュキア全体の～市民である」という表現が単独で用いられていることから、先ほどのような省略とは考えにくい。ここで重要なのが、この用法が見られる決議（No. 1～3）において、オプラモアスにはその表現が用いられていないということである。例えば No. 3 では、「オプラモアス、カッリアデスの息子のアポッロニオスの息子（のアポッロニオスの息子）、ロディアポリス人」というように、彼の出身ポリスと父方の系譜が語られるのみである<sup>26)</sup>。Kokkinia によれば、この3つの決議は後125年以前と年代づけられる一方、オプラモアスに「リュキア全体の～市民である」という表現が用いられていた決議の年代は後140年代以降とされる。単純に考えれば、No. 1～3の顕彰決議が与えられたとき、まだ実績の乏しかったオプラモアスは出身ポリスの市民権以外を有しておらず、その表現を直接用いることができなかったのであろう。その代わりに、自身が連なる家系を「リュキア全体の～市民である」という表現を通じて称えることで、間接的に自らの名誉をより高めたと考えられる。つまり、祖先を称える用法は、省略ではなく、実績がまだそれほどでもない被顕彰者の名誉を補うための方法であった。

### （3）その他の碑文の分析——2種類の用法の関係——

前節では、「リュキア人全体の～市民である」という表現が厳密には異なる2種類の方法で被顕彰者の名誉を示していたことが明らかとなった。このことは先行研究で明確には指摘されていない点であるが、重要なのは、2種類の用法の存在がさらなる問題を惹起することである。それは、どちらがリュキア地方で一般的な用法であったのか、またはどちらの用法が先に用いられたのか、という2種類の用法の関係についての問題である。そのような問題に取り組むことで、リュキア人たちの名誉に関する認識の変遷について、その一端が垣間見ることが期待される。そこで、本節ではオプラモアス碑文以外の事例34例を検討し、2種類の用法の関係を考察していく。

前述したように、34例の大半は顕彰碑文に属するが、それ以外の8例は奉納（No. 16, 21,

22, 31, 32, 36) やエパンゲリア (No. 18), 墓碑 (No. 24) に分類される。このことは、「リュキア人全体の～市民である」という表現が、顕彰碑文に限らずリュキア社会の様々な場面で広く用いられていたことを想像させる<sup>27)</sup>。しかし、そうした様々な内容の碑文に用いられているにもかかわらず、その用法は全てに共通しており、個人(被顕彰者や奉納者、寄進者)の名前に続く一連のエスニコンの最後に置かれる。つまり、エスニコン的な用法である。ローマによる属州化以前の事例 (No. 17, 18, 26, 35, 36) における用法もまた、同様である。一方、祖先を称える用法は、先に触れたオプラモアス碑文の3例以外に現存していない<sup>28)</sup>。史料数が少ないため、これでもって全体の傾向を断言することは難しいが、現存史料から判断するに、2種類の用法のうち、リュキア社会で一般的であったのはエスニコン的な用法であり、それはローマの支配以前に遡る伝統的な用法であった。他方、オプラモアス碑文の一部にしか見られない祖先を称える用法は、エスニコン的な用法に比べれば限定的で、ひょっとすると後2世紀の新しい用法であったのかもしれない。少なくともこの用法が後2世紀に特有であった可能性は高い<sup>29)</sup>。もしそうならば、このことは当時のリュキアにおける名誉に対する認識の変化を反映していると考えられる。そこで次章では、「リュキア人全体の～市民である」という表現以外の、後2世紀の名誉の示し方に焦点を当てて考察を進め、その認識の変化について議論していきたい。

### 3. 祖先の顕彰からみるリュキア人にとっての過去

本章では、後2世紀の名誉の認識がそれ以前と異なることを示すために、祖先の顕彰の仕方に着目する。まず、祖先を称える用法がみられる No. 1～3 とほぼ同時期の No. 4 には、祖先に「リュキア人全体の～市民である」という表現は用いられていない。その代わり、オプラモアスの経歴や徳に冒頭部で簡単に触れたあと、「(彼が由来する) 祖先 (προγόνων) は、美德ゆえに際立ち、全ての (ポリス) において第一人者であり、高名で、卓越し、リュキア人のエトノスにおけるストラテゴスやヒッパルコスであり、気前の良さと名誉愛のゆえに、顕彰された」と述べて、父アポッロニウスと母アグライスについて功績を紹介し、そして自らの功績の提示へと移っていく。この箇所もまた、祖先の名誉を詳述することで、間接的にオプラモアスの名誉を補うという、祖先を称える用法と同じ機能を有すると考えられる。

そのような“προγόνων”「(被顕彰者が由来する) 祖先たち」で始まる表現は、オプラモアス碑文以外にもいくつか見出せる。「リュキア人全体の～市民である」という表現を含む碑文のうち、ローマ時代、特に後2世紀に“προγόνων”を含む表現を有している事例は、5例確認できる (No. 15, 25, 30, 37, 38)。その表現に共通するのは、ストラテゴス、ヒッパルコス、ナウアルコス、リュキアルケスなど、祖先が務めたコイノンの公職が具体的に言及されていることである。例えば、No. 15 はコイノンではなく加盟ポリスのリュダイによる顕彰決議であるが、「祖先はヒッパルコス、ナウアルコス、リュキアルケスであった」とコイノンで務

めたであろう経歴が紹介されている。リュキアルケスは、後2世紀当時でもローマの下で継続していたコイノンの制度における最高の役職であったので<sup>30)</sup>、それに言及することで間接的に被顕彰者の名誉を高めるという方法に何ら不思議はない。しかし、それ以外のストラテゴスやヒッパルコス、ナウアルコスに言及しているのは興味深い。というのも、それらの役職はローマによる属州化以前に存在し、ローマの支配下の後2世紀当時には任命されなくなった軍事的な役職だからである<sup>31)</sup>。つまり、彼らは既に消滅した役職にわざわざ言及してまでも、祖先の名誉を示そうとしていたのである。

一方、ローマによる属州化以前にも、祖先に言及する表現は見いだせる。例えば、No. 17では、クサントス人アルタパテスが、「祖先を通じて (διὰ προγόνων)、リュキア人のストラテゴスになり、」それゆえに顕彰されている。しかし、決定的な違いは、ここで挙げられているストラテゴスという役職に就いたのはあくまでもアルタパテス自身ということである。もちろん、「祖先を通じて」という表現は、彼の家系が代々高位公職者を輩出していたために用いられたと考えられ、彼の祖先もまたストラテゴスであった可能性は高い。しかし、後2世紀の表現と比べると簡素な表現であることは否めない。属州化以前の表現は、祖先よりもアルタパテス自身がストラテゴスを務めたことを強調しているといえるであろう。No. 26, 35も、ローマの属州化以前の碑文で、「祖先を通じて」という表現が見られるが、挙げられる役職は、No. 17同様に被顕彰者の功績として強調されている<sup>32)</sup>。

以上から、ローマによる属州化以前と、後2世紀の名誉の示し方が異なっている事が示される。ローマによる属州化以前は、祖先よりも被顕彰者自身が役職を務めたこと、つまり、過去ではなく現在が重視された表現になっている。一方、後2世紀の碑文には、祖先の功績をより詳述することで、自らの名誉を補強しようとする傾向が強くなっていた。もちろん、後2世紀においても被顕彰者自身の功績が、顕彰において最も重視されるのは間違いがないが、それ以前と比較して、過去の描写が名誉を示す際により重きを置かれるようになったと言うことはできるであろう。

それでは、後2世紀には既に存在しないはずの役職をわざわざ挙げてまで、過去の描写に重きをおくようになったのはどうしてであろうか。この点について、筆者は別稿で当時のリュキア人(エリート層)が、ローマの支配下でもコイノンという枠組みを維持し、その「伝統」の中に自らを位置づける傾向があったと論じたことがあるが<sup>33)</sup>、本稿の考察は、その議論を補強することになるであろう。つまり、祖先を称える表現は、被顕彰者とローマ支配化以前のコイノンとの関係を明確にする機能を果たしていた。そして、そのような過去との関係の明示が、後2世紀のリュキア社会において、非常に効果的な名誉の示し方であったと考えられるのである。

そのことは、「リュキア人全体の～市民である」という表現が、後2世紀に祖先を称えるために用いられるようになった背景も説明してくれる。本来その表現は、エスニコンのように市民権を有するポリスの末尾に付され、省略を示す機能もあるものの、それ以上に被顕彰

者が多くのポリスから市民権を付与されていたことを強調して、彼の名誉を示す表現として用いられていた。しかし、後2世紀に過去、特にローマ支配以前のコイノンとのつながりが名誉とみなされるようになると、「リュキア人全体の～市民である」という表現は、そのつながりを示す表現として非常に都合の良いものになった。その理由として、属州化以前からほとんど同じ形で使われ続けており、いわばリュキア社会の「伝統」的な表現であったことが挙げられる。かつての、まがりなりにも「自由」を享受していた時代を想起させる表現は、自らと過去とのつながりを強調してくれるものであった。さらに、それ自体が過去を想起させる「リュキア人全体の～市民である」という表現を、自らとその過去を結びつける祖先に対して用いる方法は、二重の意味で過去と自らとのむすびつきを強調することになったのではないだろうか。特に、オプラモアス碑文で見られたように、被顕彰者の功績がまだ十分でないとき、このような表現は、彼の名誉を実際よりも過大に示す効果があったと考えられる。

### おわりに

本稿の議論を総括しよう。リュキア出土碑文に特有であった「リュキア人全体の～市民である」という表現は被顕彰者の名誉を示すために用いられたが、それには2種類の用法があった。一つは、エスニコンと並んでその末尾に置かれ、市民権を持つ個別のポリスの表記を省略すると同時に、省略されるほど多くの市民権を得た被顕彰者の名誉を示す用法である。もう一つは、祖先に対して単独で用いられ、その祖先を称えることによって被顕彰者の名誉を間接的に示す用法である。この2種類のうち、前者がリュキア社会では一般的で、ローマによる属州化以前からほぼ形を変えずに利用され続けていた。一方で後者の用法は、ローマ支配以前の過去とのつながりを示す表現として、後2世紀に派生、あるいはよく使われるようになったと考えられる。過去を想起させ、かつその時代を生きた祖先に用いられることで、この表現は、現在を生きる被顕彰者と、輝かしい（と彼らが考えていたであろう）コイノンの過去を結び付け、被顕彰者の名誉を最大限に示すものであった。

以上の「リュキア人全体の～市民である」という表現の変遷、特に後2世紀に特徴的な祖先を称える用法は、リュキア人の名誉と過去についての認識の変化を反映している。かつての「自由」なコイノンとしての過去は、それほど特筆すべきことではない、いわば自明の過去として強調する必要のないものであった。しかし、後2世紀には、その過去が輝かしいものとして理想視され、その理想の過去とのつながりが名誉を示す有用な根拠として強調されるようになった。つまり、後2世紀のリュキア人たちは、ヘレニズム時代のコイノンをこの時に過去として意識的に利用し始めたのである。その理由については推測を重ねるしかないが、意識的に利用しなければならないほど、その過去が当時のリュキア人たちにとって当然視されなくなってきた状況を示すのかもしれない。つながりを主張すればするほど、現在が

過去とは違うという認識が明確化されるのは逆説的だが、このときはじめてヘレニズム時代のコイノンがリュキア人の過去として位置付けられたのではないだろうか。それは、彼らにとっての「歴史」、あるいは「伝統」が生まれた瞬間であったのかもしれない。

そしてそのような「伝統」の創造がローマ支配下でなされたことは、一見すれば、現状のローマ支配に対する批判とみなされるかもしれない。しかし、「リュキア人全体の～市民である」という表現が用いられた決議が、皇帝宛ての書簡 (No. 6, 7) の中で、オプラモアスへの顕彰を証言する形で用いられていたことは、この表現がローマへの不満を特別に意味していたとは考えにくい。むしろ、つながりを強調することで過去が現在と区別されていくという逆説的な状況に鑑みれば、理想的な過去とのつながりによって自らの名誉を示しつつも、それをあくまでも過去とみなすことで、ローマの支配と共存しうるものであったと考えるべきであろう。現状に合わせて過去を認識し、それを名誉の根拠として最大限に利用する様子は、過去の認識においてもリュキア人がローマの支配に適応していたことを示す。このような適応は、リュキア人たちが様々な変化の中で行ってきた文化変容の一例といえるであろう。

今後の課題として、まずはリュキア碑文に見られる「リュキア人全体の～市民である」以外の表現の検討を通じて、本稿の考察を補強していかねばならないであろう。例えば、Kokkiniaが注目した  $\mu\alpha\rho\tau\upsilon\rho\iota\alpha$  (証言・証拠) についての議論<sup>34)</sup> は、本稿の結論の中にどのように位置づけられるべきなのか。当時のリュキア社会についての実態<sup>35)</sup> も踏まえながら、さらなる考察の深化が求められる。

そしてより広い文脈では、後2世紀に生じたと考えられるリュキア人の認識の変化について、その背景や要因を考えていく必要がある。特に、同時期に、リュキア以外でも見られたギリシア文化の流行<sup>36)</sup> との関係は一考の価値がある。また、近年みられるようになった、リュキア以外のコイノンについての研究も参考に、ローマ支配下でのコイノンの文化変容について総合的に考えていきたい。例えば、ポイオティアでのコイノンの「復活」を、紀元前後に引き下げる研究が近年現れているが<sup>37)</sup>、その「復活」は本稿が示したリュキア人のコイノンの認識とどのような点で異なり、またどのような共通点を有するのであろうか。このような新たな課題に取り組むことで、ローマ時代のギリシア世界全体における歴史認識の解明に寄与すると同時に、リュキアの文化変容の独自性もまた示されるであろう。

## 注

- 1) 本稿は、2016年3月19～20日に、京都大学で行われた The Asia Minor Workshop での報告 (The Lykian Koinon: Hellenized or Indigenous? From Perspective of the Formulas on Inscription of Roman Period) を基に、適宜加筆を行ったものである。
- 2) 例えば、彼らはギリシア語に由来する「リュキア人」を名乗る以前は、リュキア語で「Trmmili (ギリシア語表記では Τερμίλιαι)」と自称していたようである (Hdt. 1.173, 7.92, Steph. Byz. s.v. “Τρεμίλη”, TAM I 29, 40d, 44d)。T. Bryce [1986] *The Lycians. In Literary and Epigraphic Sources*, Copenhagen, pp.21-23 も参照。

- 3) Cf. A. H. M. Jones [1971 (reprinted in 1983)] *The Cities of the Eastern Roman Provinces*, second ed., Amsterdam, p.96.
- 4) Hdt.1.176 (ハルパゴスによるクサントス占領)。ペルシア支配下のリュキアの統治については、Bryce [1986] pp. 99-103, A. G. Keen [1998] *Dynastic Lycia: A Political History of the Lycians and their Relations with Foreign Powers c. 545-362 B.C.*, Leiden, pp.71-96 および R. Behrwald [2000] *Der Lykische Bund. Untersuchungen zu Geschichte und Verfassung*, Bonn, pp.10-22 も参照。
- 5) *IG I<sup>3</sup>* 261 I, 1.29-30; 262 V, 1.32-33; 266 III, 1.33-34 (= B. D. Meritt, H. T. Wade-Gray and M. F. Mac Gregor (ed.) [1937] *The Athenian Tribute Lists*, Cambridge, List 3, I, 1.29f.; List 4, V, 1.32 f.; List 9, III, 1.33 f.). また, Bryce [1986] pp. 104-108 および Keen [1998] pp.97-111 も参照。
- 6) [Arist.] *Oec.* 2 (1348a). Behrwald [2000] pp.39-46 も参照。
- 7) Jones [1971] pp.98-99; Behrwald [2000] pp.49-68.
- 8) Livy 37.56, 38.39; Polyb. 21.24, 26.
- 9) Polyb. 25.4, 30.5.11-21, 32.4; Livy 41.6, 44.15.1.
- 10) Cass. Dio 60.17; Suet. *Claud.* 25.
- 11) Cf. Jones [1971] pp.99-100.
- 12) J. A. O. Larsen [1945] *Representation and Democracy in Hellenistic Federalism*, *CP* 40, 1945, pp.65-97. なお, その最初期のコイノンの史料として, アラクサ市民オルタゴラスの顕彰碑文 (*SEG* 18.570) がある。
- 13) ヘレニズム時代のリュキア人のコイノンが, ギリシアの影響によって形成されたのか, あるいはそれ以前から存在した有力者の連邦的な組織を受け継いでいるのかについては, 議論がある。Bryce [1986] pp.102-103 は前者の立場で両者を区別し, リュキアにおけるヘレニズム時代以前の連邦的な組織を否定するが, Jones [1971] pp.96-97 や, M. Wörrle [1991] *Epigraphische Forschungen zur Geschichte Lykiens IV: Drei griechische Inschriften aus Limyra*, *Chiron* 21, pp.203-239 など, 前5世紀に連邦的な組織が存在したことについては, 近年認められる傾向にある (Behrwald [2000] p.9 も参照)。筆者は, 例えヘレニズム時代のコイノンが, それ以前の連邦的な組織を基に形成されたとしても, 前3世紀には碑文においてその共同体がコイノンと表記されていること, またコイノンの最高役職がストラテゴスであるのはアカイアやアイトリアのコイノンと共通していることなどから, ヘレニズム時代のリュキア人のコイノンが, ギリシア本土のコイノンの影響を強く受けたことは間違いないと考える。
- 14) Keen [1998] pp.66-70. その最たる例の一つが, 前4世紀のネーレイデスの墓であろう。そこからリュキア独自のペルシアやギリシアの文化の受容が見て取れる。大戸千之 [1993] 『ヘレニズムとオリエント——歴史の中の文化変容』 ミネルヴァ書房, 171-249 頁; 阿部拓児 [2015] 『ペルシア帝国と小アジア——ヘレニズム以前の社会と文化』 京都大学学術出版会, 99-115 頁も参照。
- 15) J. A. O. Larsen [1968] *Greek Federal States. Their Institutions and History*, Oxford, pp.240-263.
- 16) L. Moretti [1962] *Ricerche sulle leghe greche*, Roma, pp.171-218.
- 17) A. Balland, [1981] *Fouilles de Xanthos VII. Inscriptions d'époque impériale du Létôon*, Paris, pp.177-180.
- 18) Behrwald [2000] pp.225-228.
- 19) Ch. Kokkinia [2000] *Die Opramoas-Inschrift von Rhodiapolis. Euergetismus und soziale Elite in Lykien*, Bonn, pp.235-238; Id. [2012] *Opramoas' Citizenships. The Lykian Politeuomenos-Formula*, in: A. Heller and A.-V. Pont (ed.) [2012] *Patrie d'origine e patries électives: les citoyennetés multiples dans le monde grec d'époque romaine. Colloque international du 6 au 7 novembre 2009 à Tours*, Bordeaux, pp.327-339. なお, Behrwald [2000] pp.225-228 は, 省略とまでは言わないが, この表現が実際に個別のポリスで行使可能な市民権であったとして, Larsen に反論している。
- 20) D. Reitzenstein [2012a] *Elite und Mehrfachbürgerrechte im lykischen Bund*, in: A. Heller and A.-V. Pont (ed.) [2012] *Patrie d'origine e patries électives: les citoyennetés multiples dans le monde grec d'époque romaine. Colloque international du 6 au 7 novembre 2009 à Tours*, Bordeaux, pp.153-174.
- 21) No. 1, 2, 3, 43. なお, No. 43 はその表現の前後が欠落しているため断言はできない。

- 22) もちろん若干の違いは存在し, “δὲ” や “καὶ” のいずれか, およびその両方が欠けている場合もある。“δὲ” が欠けているのは, No. 1, 7, 14, 33, “καὶ” が欠けているのは, No. 29, 43, 両方ともかけているのは, No. 3, 15, 22, 40 である。なお, “πολ(ε)ιτεύόμενος” の時制の違いについては後述する。
- 23) 後述するが, 顕彰碑文以外では墓碑や奉納などに見られる。これらは名誉と直接は関係しないが, 少なくともこの表現が用いられている人物にとって肯定的な意味合いであるとは言えるであろう。
- 24) Kokkinia [2000].
- 25) Kokkinia [2000] pp.330-331.
- 26) No.1 (Kokkinia [2000] II A, 1.3-4), No.2 (Id. IV C, 1.9-10), No.3 (Id. V A, 1.3-4) なお, No. 1 には「ロディアポリス人」は含まれていない。
- 27) ただしエパンゲリアは顕彰決議と同じ碑文に含まれており, 厳密には顕彰碑文の一部とみなすこともできるであろう。
- 28) No. 24 は, オプラモアス碑文の事例を除いてアオリストが用いられている唯一の例であるが, 被顕彰者の出身ポリスである「パタラ人」の後に続いて現れるため, エスニコン的な用法といえる。アオリストが用いられているのは, この事例が墓碑であることも関係していると思われるが, 現段階では推測に留まらざるを得ない。
- 29) その仮定に基づくならば, 前注で触れた No. 24 の年代を後 2 世紀と推測できるかもしれない。
- 30) Strab. 14.3.3. Kokkinia [2000] pp.214-215 も参照。
- 31) 拙稿 [2016] 「「伝統」としてのコイノン——ローマ支配下におけるリュキア人のコイノン」『西洋古典学研究』64, 62-74 頁, 特に 68 頁も参照。
- 32) 特に No. 35 は女神ローマの神官が挙げられており, ローマの影響が強まっているにもかかわらず, これまで同様に, 祖先よりも被顕彰者のカッリアス自身が務めた役職として強調されている。
- 33) 拙稿 [2016] 70-71 頁。
- 34) Kokkinia [2000] pp.232-233.
- 35) 近年は Kokkinia の他, Reitzenstein もリュキアについて活発に論じている。D. Reitzenstein [2011] *Die lykischen Bundespriester. Repräsentation der kaiserzeitlichen Elite Lykiens (KLIO Beihefte - Neue Folge 17)*, Berlin; Id. [2012b] *Der lykische Bund, die Städte des Xanthostals und Rom in späthellenistischer Zeit*, in: Ch. Fevel et al. (ed.) *Communautés locales et pouvoir central dans l'Orient hellénistique et romain*, Nancy, pp.429-450; Id. [2013] *Prosopographie, Präsentation, Perzeption und Prestige. Das Beispiel des lykischen Bundespriesters Opramoas aus Rhodiapolis*, in: B. Christiansen and U. Thaler (ed.) *Ansehenssache. Formen von Prestige in Kulturen des Altertums*, München, pp.149-185.
- 36) 南川高志 [1993] 「ローマ帝国とギリシア文化」藤縄謙三編『ギリシア文化の遺産』南窓社, 77-108 頁; 長谷川岳男 [2003] 「ギリシア「古典期」の創造——ローマ帝政期におけるギリシア人の歴史認識——」『西洋史研究』新輯 32, 24-55 頁。
- 37) Ch. Müller [2014] *A Koinon after 146? Reflections on the Political and Institutional Structure of Boeotia in the Late Hellenistic Period*, in: N. Papazarkadas (ed.) [2014] *The Epigraphy and History of Boeotia. New Finds, New Prospects*, Leiden, pp.119-145.

【付記】本研究は JSPS 科研費 JP16J04166 (特別研究員奨励費) の助成を受けたものです。

表：「リュキア人全体の～市民である」という表現を含む事例

	史料	発見場所	年代	碑文の概要	「リュキア人全体の～市民である」と言う表現が用いられた人物	その人物の所属	所属の原語表記	祖先への言及
1	Kokkinia [2000] Nr. 6	ロディアポリス	後2世紀 中頃	コイノンによる 顕彰決議	[προ]γόνων (of Opramoas) ...]	「リュキア人全体の～ 市民である」	[πο]λειτευσαμένων και έν ταῖς κατά Λυκίαν πόλει πύσαις]	祖先への言及
2	Kokkinia [2000] Nr. 16	ロディアポリス	後2世紀 中頃	コイノンによる 顕彰決議	[προ]γόνων (of Opramoas) ...]	「リュキア人全体の～ 市民である」	πολε[[τευσαμένων δέ και έν ταῖς κατά Λυκίαν πό[[λει πύ- σαις]	προγόνων Λ υκίαν[[χών και στρατηγών και ιπατάρχων]
3	Kokkinia [2000] Nr. 18	ロディアポリス	後2世紀 中頃	コイノンによる 顕彰決議	προ[[γόνων (of Opramoas) ...]	「リュキア人全体の～ 市民である」	[πο]λειτευσαμένων έν ταῖς   [κατά Λυκίαν πό]- λαι πύσαις	προ[[γόνων Λυκία] ρχών ... στρατηγών   [και ιπατάρχω]ν
4	Kokkinia [2000] Nr. 31VIII B	ロディアポリス	後2世紀 中頃	コイノンによる 顕彰決議	Οπραμίας Α πολλωνίου δις του Καλλιάδου	ロディアポリス人, コ リュダツラ人, ミュラ 人, パタラ人, 「リユ キア人全体の～市民 である」	Ῥοδιαπολειτης και Κοροδάλλεις και Μυρέης   και Παταρός, πολιτευσόμενος δε και έν ταῖς κατά Λυκίαν πόλει πύσαις	προγόνων επί ἄρετι] διενεικάν[των και προτευσάντων έν ταῖς πατρι]σαν, ένδόξων δε και ἐπισήμων και έν τῷ   Λυκίων ἔθνει στρατηγών και ιπατάρχων   και επί μεγάλωφοροσύνη και φιλοτει[[μια ταμη]- θει[ντων
5	Kokkinia [2000] Nr. 31IX A	ロディアポリス	後2世紀 中頃	コイノンによる 顕彰決議	Οπραμίων   Απολλωνίου [δις του Καλλιάδου	ロディアポリス人, コ リュダツラ人, ミュラ 人, パタラ人, 「リユ キア人全体の～市民 である」	Ῥοδιαπολειτην και Κοροδάλλει] και   Μυρέα και Παταρέα, πολιτευσάμε]νον δέ και έν ταῖς [κατά Λυκίαν πόλει πύ[[σαις	προγόνων [λαμ]πρῶν και   ένδόξων και πολ]λά ταῖς π[α]τριασαν και τῷ   ἔθνει παρεσχημένον

6	Kokkinia [2000] Nr. 33	ロディアポリス	後2世紀 中頃	コイノンによる 顕彰決議	Όπραμίας Α  πολ λω νίου δις του Καλλιίδου	ロディアポリス人, コ リュダッタ人, ミュラ 人, バタラ人, 「リュ キア人全体の～市民 である」	〔Ροδι πο λω ν ει της και Κορυδαλλε υς κ αι Μυρε υς〕  και Παταρε υς, πολειται ]- υ όμενος δε κ αι    εν ταις κατά Λυκί αν πόλεισι πάσαις	〔Ροδι πο λω ν ει της και Κορυδαλλε υς κ αι Μυρε υς, πολειται ]- υ όμενος δε κ αι    εν ταις κατά Λυκί αν πόλεισι πάσαις
7	Kokkinia [2000] Nr. 54	ロディアポリス	後2世紀 中頃	コイノンによる 顕彰決議	Όπραμίας Απολλωνίου	ロディアポリス人, 「リュキア人全体の～ 市民である」	〔Ροδι πο λω ν ει της, πολειτευο με νος κ αι  εν ταις κατά Λυκί αν πόλεισιν πάσαις ς〕	〔Ροδι πο λω ν ει της, πολειτευο με νος κ αι  εν ταις κατά Λυκί αν πόλεισιν πάσαις ς〕
8	Kokkinia [2000] Nr. 64	ロディアポリス	後2世紀 中頃	コイノンによる 顕彰決議	Όπραμίας Απολλωνίου δις του Καλ λι ιδ ου	ロディアポリス人, ミュラ人, 「リュキア 人全体の～市民であ る」	Ροδι πο λω ν ει της και Μυρε υς, πολειτευο ]- μ ε νος δε και εν ταις κατά Λυκί αν πόλεισι πάσαις,	Ροδι πο λω ν ει της και Μυρε υς, πολειτευο ]- μ ε νος δε και εν ταις κατά Λυκί αν πόλεισι πάσαις,
9	Kokkinia [2000] Nr. 67	ロディアポリス	後2世紀 中頃	コイノンによる 顕彰決議	Όπραμίας Απ ολ λωνί ου δις του Καλλι ιδ ου	ロディアポリス人, ミュラ人, 「リュキア 人全体の～市民であ る」	Ροδι πο λω ν ει της και Μυρε υς, πολειτευο ]- μ ε νος δε και εν ταις κατά Λυκί αν πόλεισι πάσαις	Ροδι πο λω ν ει της και Μυρε υς, πολειτευο ]- μ ε νος δε και εν ταις κατά Λυκί αν πόλεισι πάσαις
10	Kokkinia [2000] Nr. 69	ロディアポリス	後2世紀 中頃	コイノンによる 顕彰決議	Όπραμίας Απολλωνίου δις του Καλ λι ιδ ου	ロディアポリス人, ミュラ人, 「リュキア 人全体の～市民であ る」	Ροδι πο λω ν ει της και Μυρε υς, πολειτευο με  νο ς δε κ αι  εν ταις κατά Λυκί αν πόλεισι πάσαις	Ροδι πο λω ν ει της και Μυρε υς, πολειτευο με  νο ς δε κ αι  εν ταις κατά Λυκί αν πόλεισι πάσαις
11	Kokkinia [2000] Nr. 70	ロディアポリス	後2世紀 中頃	コイノンによる 顕彰決議	Όπραμίας Απολλωνίου δις του Καλλιίδου	ロディアポリス人, ミュラ人, 「リュキア 人全体の～市民であ る」	Ροδι πο λω ν ει της και Μυρε υς, πολειτευο με νος δε   και εν ταις κατά Λυκί αν πόλεισι πάσαις	Ροδι πο λω ν ει της και Μυρε υς, πολειτευο με νος δε   και εν ταις κατά Λυκί αν πόλεισι πάσαις
12	TAM II 15, I	テルメッソス	帝政期	コイノンによる 顕彰決議	Φύλαττο ν Κλε άρ χου του Τλ η ρο λέ μου] του Φυ λώ του	テルメッソス人, 「リュキア人全体の～ 市民である」	〔Τε λ μη σο σα, πολειτευο με νος δε και εν ταις   κ αι  κατά Λυκί αν πόλεισι πάσαις	〔Τε λ μη σο σα, πολειτευο με νος δε και εν ταις   κ αι  κατά Λυκί αν πόλεισι πάσαις

13	TAM II 15, II	テルメッソス	帝政期	コイノンによる 顕彰決議	Φιλίππου τοῦ Κλεάρχου τοῦ Τηλολέμου τοῦ Φιλόστου	テルメッソス人, 「リュキア人全体の～ 市民である」	Τελεμισσέως   [πολι]- τενομένου δὲ καὶ ἐν ταῖς κατὰ Λυκίαν πόλεσι πάσαις	
14	TAM II 143	リュダイ	後2世紀	顕彰決議	Γάιον Ἰουλίον Διοφάντου τοῦ Ἡραοιδόρου τοῦ Ἡλιοδώρου τοῦ Διοφάντου   [ῥιον Βουλ]- πνία Ἡλιοδώρον	ローマ人, リュダイ 人, 「リュキア人全体 の～市民である」	Ῥο[[μίτων καὶ] Λυδᾶσιν, πολυτενέ- [[μενον καὶ] ἐν ταῖς κατὰ Λυκίαν πόλεσι   [[πάσαις]	
15	TAM II 145	リュダイ	後2世紀	コイノンによる 顕彰決議と 市民権付与	Γ[άιον] Ἰουλίον Γ[άιον] Ἰουλίον Διοφάντου   ῥιον Διοφάντων	リュダイ人, 「リュキ ア人全体の～市民で ある」	Λυδᾶσιν, πολι- τευσάμενον ἐν ταῖς κατὰ Λυκίαν   πόλεσι πάσαις	προγόνων ἱππάρχων ναυάρχων Λυκί[αρχῶν]
16	TAM II 180	シヂュマ	?	奉納?	[-]ικός?	「リュキア人全体の～ 市民である」	πολυτενόμενος δὲ καὶ ἐν ταῖς κατὰ Λυκίαν πό[[λεσι πάσαις]	
17	TAM II 261 a	クサントス	後43年以 前	クサントスに よる顕彰決議	Ἀρταπάτην Στασιθέμιος	クサントス人, 「リユ キア人全体の～市民 である」	Ξ[[άνθιον],   [πολ]- ιτενόμενον δὲ καὶ ἐν ταῖς κ[ατὰ Λυκίαν]     πόλεσι πάσαις	ἄνδρα ἀγαθὸν διὰ προγόνων γ[ενόμε]νον καὶ ἱππαρχ[ή]ντα καὶ σπρ[α]τηγ[ή]σαντα   [Λ]- υκίων
18	TAM II 261 b	クサントス	後43年以 前	エバンゲリア (神殿建設)	[Ἀρταπάτης Στασιθέμιος	クサントス人, ピナロ イ居住, 「リユキア人 全体の～市民である」	Ξ[[άνθιος οἰκῶν ἐν Πινάρ]οις, π[ο] λυτενόμενος] δὲ καὶ ἐν ἐν] τα[ῖς] κατὰ Λ[υκίαν] πό[[λεσι] πάσαις]	
19	TAM II 288	クサントス	後148年 以降	クサントスに よる顕彰決議	Κοῖντον Οὐρήριανον Κοῖντον   Οὐρήριανον Εὐδῆριμου υἱὸν Κλοστομένηα Τηλοπέμιον	ローマ人, クサントス 人, 「リユキア人全体 の～市民である」	Ῥωμαῖον καὶ Ξάνθιον, πολυτενόμενον δὲ καὶ   ἐν ταῖς κατὰ Λυκίαν πόλεσι πάσαις	
20	TAM II 292	クサントス	ローマ時 代	顕彰決議?	[-o]υ Αντιμάχο[υ]	「リユキア人全体の～ 市民である」	π[ολυ]τενομένου   δὲ καὶ ἐν ταῖς κατὰ Λυκία]ν πόλεσιν [πάσαις?]	

21	TAM II 422 a	パタラ	帝政期	奉納?	[Ti]βήριον Κλαυδίου Κλαυδίου   [I]άσσονος υἱὸν Κυρεῖνα Ἀγριαπτεῖνον	パタラ人, ミュラ人, 「リュキア人全体の～ 市民である」	Πατάρρα καὶ Μυρέα, πολιτευόμενον δὲ καὶ ἐν ταῖς   κατὰ Λυκίαν πόλεισι πάσαις	
22	TAM II 422 b	パタラ	帝政期	奉納?	?([Ti]βήριον Κλαυδίου)   [K]λαυδίου Ἰάσσονος υἱοῦ Κυρεῖνα Ἀγριαπτεῖνου	パタラ人, ミュラ人, 「リュキア人全体の～ 市民である」	[Πατάρρεος καὶ Μυρέως, πο]λ[ε]ι[τε]υ[ο]μένου ἐν ταῖς κατὰ Λυκίαν     π[ό]λεισι πάσαις	
23	TAM II 423	パタラ	帝政期	顕彰決議?	Ti]βήριον Κλαυδίου Κλαυδ[ι]ου Ἰάσσονος υἱὸν Κυρεῖνα   Ἀγριαπτεῖνον	パタラ人, ミュラ人, 「リュキア人全体の～ 市民である」	Πατάρρα καὶ [i]   Μυρέα, πολιτευόμενον   δὲ καὶ ἐν ταῖς κατὰ Λυκίαν πόλεισι πάσαις	
24	TAM II 487	パタラ	?	墓碑	Τειμαῖο Πλάτωνος	パタラ人, クサントス 人, 「リュキア人全体 の～市民である」	Παταρεῖ   καὶ Ἐανθίω, πολιτευσαμένω δὲ κα<ι> ἐν ταῖς κατὰ Λυκίαν   πόλεισι πάσαις	
25	TAM II 495 (=FD Xanth. No.65)	レトーン	帝政期	クサントスに よる顕彰決議	Ti]βήριον K[λαυ]δίου Ti]βήριου Κλαυδίου Ἰάσσο]υ υἱὸν Κυρεῖνα Ἀγριαπτεῖνω[v]	ローマ人, パタラ人, クサントス人, ミュラ 人, 「リュキア人全体 の～市民である」	Ῥωμαῖον καὶ Πατάρρα καὶ Ἐανθίω[v]   καὶ Μυρέα, πολιτευόμενον δὲ καὶ ἐν ταῖς κατὰ [Λυ]κίαν πόλεισι πάσαις	προγόνων ὑπάρ[χ]οντα   [σ]τ[ρα]τηγῶν καὶ ναυάρχων
26	TAM II 575	トロス	後43年以 前?	コイノンによ る顕彰決議?	Ἀπολλωνίων Ἀντιγένους	トロス人, 「リュキア 人全体の～市民であ る」	Τλωέα, πολιτευόμενον δὲ   καὶ ἐν ταῖς κατὰ Λυκίαν πόλεισι   πάσαις	δι[τά τῶν]   προγόνων
27	TAM II 578	トロス	後136年	トロスによる 顕彰決議	Ὀπριαμόσ]η Ἀπολλωνίου[τ]οῦ   δῖς τοῦ Καλλιμάχου	トロス人, ロディアボ リス人, 「リュキア人 全体の～市民である」	Τλωέα καὶ   καὶ Ῥοδιαπολείτην, πο]λ[ε]ι[τε]υ[ο]μένου δὲ καὶ ἐν τα[ί]ς   κατὰ Λυκίαν πόλεισι [π]ά[σ]αις	
28	TAM II 579	トロス	後136年	トロスによる 顕彰決議	[Ὀπριαμόσ]η Ἀπολλωνίου δῖς   [τοῦ Καλλιμά]χου	トロス人, ロディアボ リス人, 「リュキア人 全体の～市民である」	Τλωέα καὶ   [Ῥοδιαπολ]- είτην, πολιτεπ[ο]ύμενον δὲ   καὶ ἐν ταῖς κατὰ   [Λυκίαν πόλ]εισι πάσαις	

29	TAM II 667	カデユアンダ	後100-150年頃	カデユアンダによる顕彰決議	[Ὀβει]νον Κοίντου Ὀβειλ[του]   vion Obelaina Titianon	パタラ人、「リユキア人全体の～市民である」	Παταρέα, πολειτευόμενοι ἐν δὲ ἐν    ταῖς κατὰ Λυκίαν πόλεσι π[ύ]σας	ἐκ τῶν προτεινόντων ἐν τῇ π[ρ]ιδι καὶ τῶ] ἔθνει, προρόντων στρατηγῶν καὶ ἱπ[π]άρχων
30	TAM II 790 (=IK Arykanda 50(+51))	アリユカンダ	後138年	顕彰決議?	Σαρπηδόνα Παντανέντου δι[ς] τοῦ]   Καλλιμάχους	アリユカンダ人, 「リユキア人全体の～市民である」	Ἀρικανδέα, πολει [τενομέ]λλον δὲ καὶ ἐν ταῖς κατὰ Λυκίαν πόλ[ε]σι π[ύ]σας	
31	TAM II 907	ロディアポリス	後136-153年頃	奉納	Ὀπραμόας Ἀπολλωνίου δις τοῦ Καλλιμάχου	ロディアポリス人, ミユラ人, 「リユキア人全体の～市民である」	[Ῥοδιαπολειτης καὶ Μυρέως, πολειτευόμενος] δὲ καὶ ἐν ταῖς κατὰ Λυ]κίαν πόλ[ε]σι π[ύ]σας	
32	TAM II 908	ロディアポリス	後136-153年頃	奉納	Ὀπραμόας Ἀπολλωνίου δις τοῦ Καλλιμάχου	ロディアポリス人, ミユラ人, 「リユキア人全体の～市民である」	[Ῥοδιαπολειτης καὶ Μυρέως, πολειτευόμενος δὲ καὶ ἐν ταῖς κατὰ Λυκίαν] πόλ[ε]σι π[ύ]σας	
33	TAM II 1203	ファセリス	後100-153年頃	顕彰決議?	Ὀπραμόαν Ἀπολλωνίου   δις τοῦ Καλλιμάχου	ロディアポリス人, ミユラ人, ファセリス人, 「リユキア人全体の～市民である」	Ῥοδι[α]πολειτην καὶ Μυρέα κ[α]τ[ὰ]   Φαρηλαίτην, πολ[ε]τ[ε]υ[ο]μεν[ο]ν καὶ ἐν τ[αῖ]ς κατὰ   Λυκίαν πόλ[ε]σι π[ύ]σας	
34	Fd Xanth. No.66	クサントス	後152年以降	コイノンによる顕彰決議?	Ὀπραμόα[v]   Ἀπολλωνίου β' τοῦ Καλλιμάχου	ロディアポリス人, ミユラ人, パタラ人, トロス人, クサントス人, テルメツソス人, リミユラ人, 「リユキア人全体の～市民である」	Ῥοδιαπολειτην   καὶ Μυρέα καὶ Παταρέα   καὶ Τλωέα καὶ Ἐάνθων καὶ   Τελμεσσά καὶ Λιμυρέα, πολειτευόμενον δὲ καὶ ἐν ταῖς   κατὰ Λυκίαν πόλ[ε]σιν π[ύ]σας	

35	<i>Fd Xanth.</i> No.75	クサントス	前1世紀末～後1世紀初	顕彰決議?	Καλλίαν[---]	イオパテス人, 「リュキア人全体の～市民である」	Ἰοβάτειον, πόλι[τενό]-μενον δὲ καὶ ἐν ταῖς κατὰ Λυκίαν   πόλεισι π[ό]σας	διὰ π[ρογόνων]
36	<i>Fd Xanth.</i> No.81	クサントス	前1世紀末～後1世紀初?	奉納	Κλέων Κλέωνος τοῦ Ἀπολωνίου	クサントス人, 「リュキア人全体の～市民である」	Ξάνθιος, πολειτευόμενος δὲ καὶ ἐν ταῖς   κατὰ Λυκίαν πόλεισι πάσας	
37	<i>Fd Xanth.</i> No.91	クサントス	後170年頃	クサントスに よる顕彰決議	Σέξστον Οὐρηάνιον Κοίντου Οὐρηανίου Εὐδήμιου υἱὸν Κυρεῖνα Πρεῖσκον τὸν καὶ Εὐδήμιον	ローマ人, クサントス人, 「リュキア人全体の～市民である」	Ῥωμαῖον καὶ Ξάνθιον, πολειτευόμενον δὲ καὶ ἐν ταῖς   κατὰ Λυκίαν πόλεισι πάσας	προγόνων   στρατηγῶν καὶ ἑπαρχῶν
38	<i>Fd Xanth.</i> No.92	クサントス	後185年以降	顕彰決議?	[Τιβέριον Κλαύδιον Στυσιθέμιδος δῖς τοῦ Τηλεμίχου --- Κ]υρεῖνα Τηλέμαχον	ローマ人, クサントス人, パタラ人, ミュラ人, 「リュキア人全体の～市民である」	[Ῥωμαῖο]ν καὶ Ξάνθιον καὶ Παταρεά καὶ Μυρέα, πολειτευόμενον   δὲ καὶ ἐν ταῖς κατὰ Λυκίαν πόλεισι πάσας	προγόνων στρατηγῶν καὶ ἑπαρχῶν
39	<i>IGR</i> III 474 (= <i>LBW</i> 1224)	バルブラ	後200-212年頃	コイノンによる 顕彰決議?	Μάρκου Ἀθηλίου Τρωίλου Μά[σ]αντος τοῦ Τρωίλου	ブボン人, カデュアング人, 「リュキア人全体の～市民である」	Βουβωνέως καὶ Καδουανδέως, [π]ολ[ε]ι-τευόμενον δὲ καὶ ἐν ταῖς κατὰ Λυκίαν πόλεισι πάσας	
40	<i>IGR</i> III 695	アポロニア	?	アポロニア による顕彰決議	?	「リュキア人全体の～市民である」	πολε[ι]τευόμενον — — — ἐν   ταῖς κατὰ Λυκία[ν] πόλεισι πάσ[α]ις	
41	<i>IGR</i> III 704 IIIA (= <i>Serta Harteliana</i> 1/7)	キュアネアアイ	後138-161年	顕彰決議?	Ἰάσ[ονα Νεικουστράτου]	キュアネアアイ人, パタラ人, 「リュキア人全体の～市民である」	[Κουαει]τη[ν καὶ] Πα[τ]ε-αι[ρέ]α, πολειτευόμενον δὲ καὶ ἐν ταῖς κατὰ Λυκία[ν] πόλεισι   πάσ[α]ις	

42	IGR III 726 (= Petersen-Luschan, <i>Reisen</i> II 37,66)	ミユラ	?	顕彰決議?	[Ὀραμῖος Ἀπολλωνίου]   [δῖς τ]οῦ Καλ[ι]άδου]	ロデイアポリス人、ミユラ人、「リュキア人全体の～市民である」	[Ροδ]ιαπολεί[της καί]   [Μυ]ρεῖς, πο- [λιτευσ]ίμ[ενος δὲ [καί ἐν ταῖς   κα]τὰ Λυ[κίαν πόλ]εσι π[ι]- [άσαι]ς]	
43	IK <i>Arykanda</i> 58	アリユカンダ	帝政期	顕彰決議?	?	「リュキア人全体の～市民である」	πολιτευσίμ[ενος δὲ ἐν ταῖς κατὰ Λυκίαν πόλ]εσι πάσαις(?)]	